

協議項目第 16 号

使用料、手数料の取扱いについて

使用料、手数料の取扱いについて提出する。

平成 15 年 8 月 28 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

使用料、手数料の取扱いについて
使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。

平成 15 年 8 月 28 日確認

上島合併協議会 調整方針（総括）

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

区 分	現 況				調 整 内 容	備 考
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村		
総合施設	弓削開発総合センター使用料	生名島開発総合センター使用料	岩城島開発総合センター使用料	魚島村開発センター使用料	現行のとおりとする。	附属資料P1
文化施設	弓削町公民館使用料	生名村公民館使用料	岩城村公民館使用料		現行のとおりとする。	附属資料P2
			岩城村生活文化センター施設使用料		現行のとおりとする。	附属資料P2～P3
			岩城郷土館使用料		現行のとおりとする。	附属資料P3
社会体育施設	弓削町小学校屋内運動場使用料	生名小学校屋内運動場使用料			現行のとおりとする。	附属資料P4
	弓削町社会体育施設使用料	生名村社会体育施設使用料			現行のとおりとする。	附属資料P4～P5
			岩城村総合運動場施設使用料		現行のとおりとする。	附属資料P4～P5
		生名村民体育館使用料			現行のとおりとする。	附属資料P5～P6
コミュニティ施設	豊島コミュニティセンター使用料		岩城村夜間体育照明施設使用料		現行のとおりとする。	附属資料P5
			岩城村コミュニティセンター使用料		当面現行のとおりとする。	附属資料P7
			津波島コミュニティアイランド施設使用料		当面現行のとおりとする。	附属資料P7
	弓削町国民宿舎使用料				当面現行のとおりとする。	附属資料P7～P8
	弓削町健康増進センター使用料				当面現行のとおりとする。	附属資料P8
				観光センター使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P7
福祉施設		生名村スポーツ合宿村公園使用料			当面現行のとおりとする。	附属資料P7～P9
	弓削町保健センター施設使用料	生名村保健センター施設使用料	岩城村保健センター施設使用料	魚島村保健センター施設使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P10
	弓削町老人福祉センター使用料				現行のとおりとする。	附属資料P10
	弓削町海水温浴施設使用料				現行のとおりとする。	附属資料P11
	下弓削地区中央集会所使用料	集会所使用料		魚島村立集会所使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P11
	部落集会所使用料				当面現行のとおりとする。	附属資料P11
	弓削町有自家用自動車施設使用料				当面現行のとおりとする。	附属資料P12
港湾・漁港施設	弓削町港務所使用料		岩城村港務所使用料		当面現行のとおりとする。	附属資料P13・P19
			港湾施設使用料		当面現行のとおりとする。	附属資料P13～P14
		生名村棧橋使用料		魚島村棧橋使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P14～P15
		生名村小型船舶上架施設使用料			当面現行のとおりとする。	附属資料P15
				魚島村海岸占用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P15～P16
	弓削町漁港使用料		岩城村漁港使用料	魚島村漁港使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P17～P18
			岩城村漁港施設使用料		当面現行のとおりとする。	附属資料P18
農林水産施設		ふ頭用地使用料			当面現行のとおりとする。	附属資料P19
	弓削町共同作業場使用料				当面現行のとおりとする。	附属資料P20
			岩城村農水産物処理加工施設使用料		当面現行のとおりとする。	附属資料P20
CATV		農産物集荷場使用料			当面現行のとおりとする。	附属資料P20
	弓削町CATV放送使用料			魚島村ケーブルテレビジョン使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P21
	弓削町CATV広告放送使用料				弓削町の例による。	附属資料P21
上水道	上島上水道企業団給水料	上島上水道企業団給水料	上島上水道企業団給水料	魚島村簡易水道使用料	現行のとおりとする。	附属資料P22

上島合併協議会 調整方針（総括）

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

区 分	現 況				調 整 内 容	備 考
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村		
排水処理施設	弓削町公共下水道使用料	生名村公共下水道使用料		魚島村下水道使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P23
	弓削町農業集落排水処理施設使用料		岩城村農業集落排水処理施設使用料		当面現行のとおりとする。	附属資料P23～P24
	弓削町特定地域生活排水処理施設使用料				当面現行のとおりとする。	附属資料P24～P25
	上島地区し尿処理場使用料 【衛生事務組合】	上島地区し尿処理場使用料 【衛生事務組合】	上島地区し尿処理場使用料 【衛生事務組合】		現行のとおりとする。	附属資料P25
住宅	弓削町営住宅使用料	生名村営住宅使用料	村営住宅使用料	魚島村営住宅使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P26
				魚島村後継者住宅使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P26
				伯方警察署魚島駐在所及び警察官住宅使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P26
	弓削町教員住宅使用料	生名小・中学校教員住宅使用料	岩城村教員住宅使用料	魚島村教員住宅使用料	現行のとおりとする。	附属資料P26
斎場施設	弓削町斎場使用料	生名村火葬場使用料	岩城村火葬場使用料	魚島村火葬場使用料	現行のとおりとする。	附属資料P27
	霊柩車使用料	生名村斎場用自動車使用料	岩城村霊柩車使用料		現行のとおりとする。	附属資料P27
駐車場	弓削町駐車場使用料	生名村駐車場使用料	岩城村駐車場使用料		当面現行のとおりとする。	附属資料P28
船舶		生名村公営渡船使用料		魚島村船舶使用料	現行のとおりとする。	附属資料P29～P30
財産等	弓削町行政財産の使用料	生名村行政財産の使用料		魚島村行政財産又は公の施設の使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P31
		生名村公共用財産使用料			当面現行のとおりとする。	附属資料P31～P32
				魚島村インターネット利用料	現行のとおりとする。	附属資料P32

上島合併協議会 調整方針（総括）

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	手数料
調 整 方 針	手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。		

区 分	現 況				調 整 内 容	備 考
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村		
住民関係	戸籍謄抄本交付手数料	戸籍謄抄本交付手数料	戸籍謄抄本交付手数料	戸籍謄抄本交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33
	戸籍記載事項証明書交付手数料	戸籍記載事項証明書交付手数料	戸籍記載事項証明書交付手数料	戸籍記載事項証明書交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33
	除籍謄抄本交付手数料	除籍謄抄本交付手数料	除籍謄抄本交付手数料	除籍謄抄本交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33
	除籍記載事項証明書交付手数料	除籍記載事項証明書交付手数料	除籍記載事項証明書交付手数料	除籍記載事項証明書交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33
	届出、申請受理証明書交付手数料	届出、申請受理証明書交付手数料	届出、申請受理証明書交付手数料	届出、申請受理証明書交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33
	上質紙を用いる受理証明書手数料	上質紙を用いる受理証明書手数料	上質紙を用いる受理証明書手数料	上質紙を用いる受理証明書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33
	戸籍閲覧手数料	戸籍閲覧手数料	戸籍閲覧手数料	戸籍閲覧手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33
		戸籍附票写し手数料			生名村の例による。	附属資料P33
	印鑑登録証交付手数料	印鑑登録証明手数料	印鑑登録証交付手数料	印鑑登録証交付手数料	弓削町の例による。	附属資料P33
	印鑑登録証明手数料	印鑑証明手数料	印鑑証明手数料	印鑑登録証明手数料	弓削町の例による。	附属資料P33
	身分証明手数料	身分証明手数料			弓削町の例による。	附属資料P33
	住所、居所証明手数料	居住証明手数料	居住証明手数料	居住証明手数料	弓削町の例による。	附属資料P33
		住民票閲覧手数料	住民票閲覧手数料		生名村の例による。	附属資料P33
	住民票写し手数料	住民票写し手数料	住民票謄抄本手数料	住民票謄抄本手数料	弓削町の例による。	附属資料P33
	その他証明手数料	その他証明手数料	その他証明手数料	その他証明手数料	弓削町の例による。	附属資料P33
税務関係	土地建物証明手数料	土地建物証明手数料	土地建物証明手数料	土地建物証明手数料	弓削町の例による。	附属資料P33
	諸税、公課証明手数料	諸税、公課証明手数料	諸税、公課証明手数料	諸税、公課証明手数料	弓削町の例による。	附属資料P33
	公簿書類図面写し証明手数料		公簿書類図面写し手数料		弓削町の例による。	附属資料P33
	公簿書類図面閲覧手数料	公簿書類図面閲覧手数料	公簿書類図面閲覧手数料	公簿書類図面閲覧手数料	弓削町の例による。	附属資料P33
			営業、職業証明手数料	営業、転業証明手数料	岩城村の例による。	附属資料P33
			公権、能力証明手数料	公権、能力証明手数料	岩城村の例による。	附属資料P33
			身代限り家分散破産証明手数料		合併時に300円で統一する。	附属資料P33
	徴税督促手数料	徴税督促手数料	徴税督促手数料	徴税督促手数料	弓削町の例による。	附属資料P33
	火薬類譲渡許可手数料	火薬類譲渡許可申請手数料			弓削町の例による。	附属資料P33
	火薬類譲受許可	火薬類譲受許可申請手数料			弓削町の例による。	附属資料P33
総務関係	煙火許可手数料	煙火消費許可申請手数料			弓削町の例による。	附属資料P33
	鳥獣飼養許可証交付、更新、再交付手数料	鳥獣飼養許可証交付、更新、再交付手数料	鳥獣飼養許可証交付、更新、再交付手数料	鳥獣飼養許可証交付、更新、再交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33
林業関係	犬の登録手数料	犬の登録手数料	犬の登録手数料	犬の登録手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33
	犬の狂犬病予防注射済票交付手数料	犬の狂犬病予防注射済票交付手数料	犬の狂犬病予防注射済票交付手数料	犬の狂犬病予防注射済票交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33
	犬の鑑札再交付手数料	犬の鑑札再交付手数料	犬の鑑札再交付手数料	犬の鑑札再交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33
	犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料	犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料	犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料	犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33
	一般廃棄物建築廃材及び不燃物処理手数料		一般廃棄物（可燃物、不燃物等）処理手数料	一般廃棄物処理手数料	当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	廃プラスチック類及び粗大ゴミ処理手数料		粗大ゴミ処理手数料		当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	家電リサイクル品収集運搬手数料	特定家庭用機器再商品収集運搬手数料	リサイクル家電製品運搬料	家電リサイクル品収集運搬手数料	当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう検討する。	附属資料P34
	一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業許可許可証再発行	一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業許可申請手数料	一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業許可許可証再交付		当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう検討する。	附属資料P34
		一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料			当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう検討する。	附属資料P34
			し尿処理手数料		当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
			指定袋等処理手数料		当面は現行のとおりとする。	附属資料P34

上島合併協議会 調整方針（総括）

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	手数料
調整方針	手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。		

区分	現 況				調 整 内 容	備 考
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村		
	公共下水道責任技術者登録	公共下水道責任技術者登録			当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	公共下水道指定工事店指定	公共下水道指定工事店指定			当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	公共下水道使用料督促手数料	公共下水道使用料督促手数料			当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	特定地域生活排水処理責任技術者登録				当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	特定地域生活排水処理指定工事店指定				当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	特定地域生活排水処理施設使用料督促手数料				当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	農業集落排水処理責任技術者登録				当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	農業集落排水処理指定工事店指定				当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	農業集落排水処理施設使用料督促手数料				当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	給水装置工事設計手数料 【上水道企業団】	給水装置工事設計手数料 【上水道企業団】	給水装置工事設計手数料 【上水道企業団】		現行のとおりとする。	附属資料P34
	設計審査手数料【上水道企業団】	設計審査手数料【上水道企業団】	設計審査手数料【上水道企業団】		現行のとおりとする。	附属資料P35
	工事検査手数料【上水道企業団】	工事検査手数料【上水道企業団】	工事検査手数料【上水道企業団】		現行のとおりとする。	附属資料P35
	給水装置工事事業者指定手数料 【上水道企業団】	給水装置工事事業者指定手数料 【上水道企業団】	給水装置工事事業者指定手数料 【上水道企業団】		現行のとおりとする。	附属資料P35
診療所関係				健康診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
				一般診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
				死亡診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
				裁判所関係診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
				警察関係用診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
				生命保険用診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
				厚生年金・恩給用診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
				交通事故・傷害用診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
				調理師・理容師接客業、開業用診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
				身体障害者用診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
保健福祉関係	介護保険督促手数料	介護保険督促手数料	介護保険督促手数料	介護保険督促手数料	弓削町の例による。	附属資料P35
	予防接種手数料			予防接種手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
	検診料		検診料	検診料	合併年度は現行のとおりとし、翌年度より統一するよう調整する。	附属資料P35～P36

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	
調 整 方 針	資 料		

使用料、手数料の取扱いに関する法令	先 進 事 例
【地方自治法】 （使用料） 第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第四項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。 （旧慣使用の使用料及び加入金） 第二百二十六条 市町村は、第二百三十八条の六の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第二項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。 （手数料） 第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。 （分担金等に関する規制及び罰則） 第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。 （分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て） 第二百二十九条 第二百三十八条の四第一項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。 2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。 3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。 4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。 5 議会は、前項の規定による諮問があった日から二十日以内に意見を述べなければならない。 6 第四項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第三項の処分については、裁判所に出訴することができない。	篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山市、西紀町、丹南町、今田町〕 使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。 (1) 幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。 (2) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山市の例による。 (3) 保育所保育料については、国の保育料徴収基準額表参考として、合併時に調整する。 (4) 国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山市の例による。 西東京市 <H13.1.21合併> 〔東京都 田無市、保谷市〕 2市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 学校施設使用料及び公園使用（占有）料については、田無市の例による。 (2) 清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。 (3) 事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。 (4) 保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。 (5) 学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。 さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 (2) 手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。 あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 1 手数料の取扱い 原則として、現行のとおりとする。 (1) 手数料については、明記されている町村の例により現行のとおりとする。ただし、臨時運行許可申請手数料は設けない。 (2) 各町村の手数料が異なっている場合、最低金額の町村の例による。ただし、土地情報の閲覧又は図面等の交付手数料は上村の例による。 (3) 優良住宅造成認定申請手数料、優良住宅新築認定申請手数料及び良質住宅新築認定手数料は須恵村の例による。（新町において調整する。） 2 施設等使用料の取扱い 施設使用料について、施設内容及び建設年度が異なり、また、その手数料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。 ただし、新町における住民の一体性を図るとともに住民負担に配慮し、負担の公平の原則から適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。 (1) 村営住宅、特定公共賃貸住宅の賃借料については、現行のとおりとする。 (2) 公有地賃貸料については、合併時に固定資産評価額を基に貸付率を調整し定める。 3 保育料の取扱い 国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	
調整方針	資 料		

使用料、手数料の取扱いに関する法令	先進事例
（行政財産の管理及び処分） 第二百三十八条の四 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。 2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。この場合においては、次条第三項及び第四項の規定を準用する。 3 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 5 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。 6 第四項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。 （旧慣による公有財産の使用） 第二百三十八条の六 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。 2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。	高吾北地域合併協議会 < H16.3.31合併予定 > 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 使用料は、現行どおりとする。 ただし、類似・同一の施設については可能な限り、合併後できるだけ早い時期に統合するよう努める。 手数料については、合併時に統合する。 金額が同一の場合は現行どおりとし、金額に差がある場合は住民負担に配慮し、負担公平の原則を基本に適正な金額に統合するよう努める。 東宇和・三瓶町合併協議会 < 西予市；H16.3.31までに合併予定 > 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 1 新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、5町間で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。 2 差異の著しいものや事情により調整が困難なものは、当分の間現行のとおりとする。 3 使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。 かみうけな合併協議会 < 久万高原町；H16.8.1合併予定 > 〔愛媛県 上浮穴郡 久万町、面河村、美川村、柳谷村〕 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。 手数料については、原則として4町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。 南宇和合併協議会 < 愛南町；H16.10.1合併予定 > 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する。 施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り、合併後随時に調整する。 宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 < 宇和島市；H16.10.1合併予定 > 〔愛媛県 宇和島市、北宇和郡 吉田町、三間町、津島町〕 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、4市町間で同一又は類似する施設の使用料については、新市における速やかな一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平の原則」から適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。 2 手数料については、4市町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に可能な限り統一に努めるものとする。
留意事項 合併市町村の間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議します。 なお、使用料や手数料については条例等で定められているので、新設合併の場合や編入合併において従来の取扱いを変更するような場合には、合併市町村の発足と同時に新たな条例が施行されるよう、準備を進めておかねばなりません。これからの協議・調整は、住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行われる必要があります。 《愛媛県総務部市町村課「市町村合併ハンドブック」より》	